

福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

第1条 目的

窓口業務についての業務改革(BPR)とデジタル化によって「書かないワンストップ窓口」を実現し、市民サービスの向上並びに事務効率向上等を図ることを目的として、「書かないワンストップ窓口」システムの構築を行うものです。

システム導入にあたっては、価格競争のみでは目的を達成できないことから、技術力及び事務処理に関する提案等を点数化し評価する公募型プロポーザルにより、福島市「書かないワンストップ窓口」システムの構築及び運用を行う優先交渉権者の選定を行うものです。

第2条 業務概要

1 業務名

福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務委託

2 業務内容

『福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務委託仕様書』のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 事業規模(提案上限額)

41,978,000円(消費税及び地方消費税を含む)

5 履行場所

福島市五老内町3番1号及び福島市の指定する場所

6 特記事項

提案する委託料には、構築にかかる費用と令和7年度中の運用にかかる費用(システム使用料、保守料等)を含めること。なお、令和8年度以降については別途契約を締結する。

第3条 プロポーザル参加資格要件

参加資格資格は、次に掲げる条件のすべてに該当するものとする。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること
- 2 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- 3 参加表明時において、福島市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- 4 福島市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- 5 業務の一部を再委託する場合は、再委託事業者が上記1～4を満たすこと
- 6 参加事業者から本業務の一部の再委託を受ける事業者でないこと
- 7 人口10万人以上の自治体に対し、提案するシステムパッケージを導入した実績があること。なお、提供可能なシステムパッケージが新製品である場合は、当該新製品の前身であるシステムパッケージの納入実績も含めるものとする。
- 8 参加表明時において、デジタル庁「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口DXaaS提供業務及び運用保守業務委託」公募の採択事業者であること
- 9 情報セキュリティについて、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001)又は

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマークのいずれかを取得していること

- 10 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされているもの（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと

第4条 参加手続き等

参加するにあたり、以下のとおり書類を提出すること。

1 提出書類

- (1) 参加表明書（様式第1号）
- (2) 法人登記に係る履歴事項全部証明書（その他の団体で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
- (3) 市区町村税に滞納がないことを証明できる書類（所在市区町村が発行する納税証明書等）
- (4) 消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できる書類（納税証明書その3の3）
- (5) 会社概要（様式第2号）
- (6) 企画提案書（任意様式）
 - ア 企画提案書のページ数は指定しないが、内容の分かりやすさを重視したものとする。
 - イ 表紙、裏表紙、目次を付けること。
 - ウ 表紙、裏表紙、目次以外の各ページに一連のページ番号を記載すること。
 - エ 表紙、裏表紙、目次はページ数には含まないものとする。
 - オ 企画提案書には、システム構成図を含めること。なお、可能な範囲で想定される市からの接続経路も含む。
- (7) 業務実績表（類似業務実績調書）（様式第3号）
- (8) 配置予定技術者経歴書（様式第4号）
- (9) 費用見積書（様式第5号）及び費用積算内訳書（様式第6号）
 - ア 当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。また、内訳書を必ず添付すること。
 - イ 見積金額は、第2条4の提案上限額を超えないものとする。
 - ウ 新規に導入予定の窓口用端末及びプリンターについては、本調達には含まない。
 - エ ガバメントクラウド接続のための回線使用料については本調達には含まない。
- (10) 誓約書（様式第7号）
- (11) 機能要件対応状況表（様式第8号）
- (12) 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）（契約検査課）
- (13) (1)～(12)までの電子データ

※(2)～(4)については、参加表明書提出時の現状を証明するものであることから、発行後3か月以内のもの（写し可）に限る。

※複数提案参加の禁止：提案参加者は、1つの提案のみとする。

※業務の再委託：本市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託させることができる。再委託する場合、上記（２）～（５）の書類は再委託予定事業者すべてについて提出すること。

2 様式の交付方法等

上記（１）、（５）、（７）～（１２）の様式については、公告日より福島市ホームページからダウンロードにより入手すること。窓口又は郵送等での配付は行わないこととする。

3 提出期間

令和7年4月16日(水)から令和7年5月9日(金) 午後5時まで

4 提出場所及び方法

提出期間内に、「第11条 事務局」に電子メールまたはファイル転送サービスを用いて送信すること。それ以外の提出は認めない。また、確認もれを防ぐため、送信した旨を電話で事務局あてに連絡すること。

第5条 質問受付及び回答

業務内容及び選定方法に関する質問等については、以下のとおり受付及び回答を行う。

1 提出期間

令和7年4月16日(水)から令和7年4月24日(木)午後5時まで

2 提出場所及び方法

提出期間内に、質問書（様式第9号）を作成し、「第11条 事務局」に電子メールで送信すること。それ以外の提出は認めない。なお、質問書（様式第9号）については、福島市ホームページからダウンロードにより入手すること。また、確認もれを防ぐため、送信した旨を電話で事務局あてに連絡すること。

3 回答方法

令和7年4月30日(水)までに、全質問及び回答を福島市ホームページへ掲載する。

なお、本市の回答は実施要領等を補足する効力を持つものとする。

第6条 事業者選定方法等

1 選定方法

福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーション（システムデモンストレーションを含む）を採点した結果を踏まえ、契約候補者及び次点者を決定する。なお、評価項目毎の配点や評価基準等は非公表とする。

評価項目		様式	判断評価基準
①	会社概要	様式第2号	記載内容により実績、技術者の能力、システム機能等を評価する。
	企画提案書	任意様式	
	業務実績表	様式第3号	
	配置予定技術者経歴書	様式第4号	
	機能要件対応状況表	様式第8号	
②	プレゼンテーション		システムの使いやすさ等を評価する。

③	費用見積書及び費用積算内訳書	様式第5、6号	業務コストの妥当性を評価する。
---	----------------	---------	-----------------

2 プレゼンテーションの予定日等

(1) 実施予定日

令和7年5月19日(月)

(2) 内容

ア 別記1「デモンストレーションについて」を参照すること

イ 正式な日程及び場所等については、参加表明者に対して通知するものとする

(3) 持ち時間

1事業者あたり、計60分間とする。なおシステムデモンストレーション、質疑応答、準備、片付け時間も含む。

(4) 審査結果

審査結果については、令和7年5月23日(金)を目途に、すべての参加表明者に個別に通知するとともに、福島市ホームページにおいて契約候補者のみを公表する。なお、審査の経緯については公表しない。

(5) 留意事項

ア プレゼンテーション実施のためのモニター及びHDMIケーブルは本市が準備する。

イ 端末、インターネット接続環境、その他必要な機器は参加表明者が準備すること。

第7条 費用負担

参加表明書等の作成にかかる費用及びプレゼンテーションへの参加にかかる費用は、参加表明者の負担とする。

第8条 契約に関する事項

1 福島市は、契約候補者と福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務について協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、契約候補者との契約が不調となった場合は、次点者との交渉を行うものとする。

2 委託名

福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務委託

3 履行機関

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 業務内容

第2条 業務概要 のとおり

5 仕様書等の一部補正

契約候補者決定後、契約候補者との協議の過程において、提案内容に基づいて仕様書等の一部補正することがある。

6 その他

プロポーザルは業務履行適格者を選定するものであることから、具体的な業務作業は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて実施することとする。

第9条 その他の事項

1 契約保証金 免除

- 2 契約書作成の要否 要
- 3 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- 4 プロポーザルの選定委員会の選定委員が関係する団体及び研究室に所属する者は参加できない。
- 5 委員会関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。
- 6 企画提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- 7 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- 8 提出された書類は返却しない。
- 9 参加表明者は、原則として公表する。
- 10 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。また、様式第4号に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの福島市の了解を得なければならない。

第10条 参加辞退

参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第10号）」を「第11条 事務局」宛てに電子メールで送信すること。それ以外の提出は認めない。また、確認もれを防ぐため、送信した旨を電話で事務局あてに連絡すること。

第11条 事務局

住所 〒 960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市市民・文化スポーツ部スマート窓口推進課（担当：菅野、高橋）

連絡先：024-535-7311

電子メール：smart@mail.city.fukushima.fukushima.jp

別記1 「デモンストレーションについて」

第1条 デモンストレーションの内容

- 1 市外からの転入届及び関連手続の申請届出書の作成・受付、手続案内書の作成、他部署への案内までに係る一連のシステム操作を実演すること。
- 2 操作内容、画面構成、画面推移等を説明しながら実演し、職員目線でシステムの操作性が分かるように行うこと。
- 3 配置予定技術者又はシステムの技術担当者及び本業務に配置予定のプロジェクトリーダー（プロジェクトの実質的な責任者）は必ず参加すること。
- 4 提案書に記載のない提案については、プレゼンテーションを行わないこと。

第2条 ペルソナ及び対象手続等の詳細

1 転入世帯のペルソナ

氏名	続柄	性別	年齢	マイナンバーカード	資格情報等
福島太郎	世帯主	男	45歳	あり	国民健康保険
福島花子	妻	女	43歳	あり	国民健康保険
福島一郎	子	男	16歳	なし	国民健康保険 児童手当認定請求 子ども医療費受給資格登録申請
福島桃子	母	女	79歳	なし	後期高齢者医療保険 介護保険

※デモ環境上に名前の設定までは必須としない。

2 対象手続等

対象手続	市外からの特例転入届（世帯全員）
届出人	福島太郎
届出日及び転入日	デモンストレーションの日
関連手続	①マイナンバーカードの住所変更手続き（2名分） ②住民票（世帯一部福島太郎）の申請手続き ・続柄あり、本籍なし、個人番号なし ③国民健康保険の加入手続き（3名分） ④後期高齢者医療保険の加入手続き（1名分） ⑤介護保険の手続き（1名分） ⑥児童手当の認定申請手続き（1名分） 通帳忘れのため一度終了し、後日手続き再開を再現 ⑦子ども医療費受給資格登録申請手続き（1名分） 通帳忘れのため一度終了し、後日手続き再開を再現
その他	転入前、転入先の住所は任意の住所を設定すること。